

市第63号議案

横浜市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定

横浜市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように定める。

平成25年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市消防長及び消防署長の資格を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第 226 号）第15条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

（消防長の資格）

第 2 条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市消防職員（横浜市消防吏員その他の職員をいう。）として消防事務に従事した者で、横浜市の消防署長の職又は横浜市消防局の部長の職その他これと同等以上と認められる職に 1 年以上あったものであること。
- (2) 横浜市の行政事務に従事した者で、横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）第 1 条に掲げる統括本部及び局の長の職その他これと同等以上と認められる職に 2 年以上あったものであること。

（消防署長の資格）

第 3 条 消防署長の資格は、横浜市消防吏員として消防事務に従事した者で、消防監以上の階級に 1 年以上あったものであることと

する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、消防長及び消防署長の資格を定めるため、横浜市消防長及び消防署長の資格を定める条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

消 防 組 織 法（抜粋）

（消防職員の任命）

第 15 条 （第 1 項省略）

2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。

（第 3 項省略）